

八幡市議会会議規則の一部を改正する規則

八幡市議会会議規則（平成 25 年八幡市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

本則中「そなえ」を「備え」に、「終らなかった」を「終わらなかった」に、「終った」を「終わった」に、「終る」を「終わる」に、「すべて」を「全て」に、「越えては」を「超えては」に、「とろうと」を「採ろうと」に、「とらなければならない」を「採らなければならない」に、「とる」を「採る」に改める。

第 3 条中「また」を「、また」に改める。

第 9 条第 2 項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条第 3 項中「号令」を「号鈴」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第 11 条第 1 項中「開議」の次に「、散会」を加える。

第 14 条第 1 項中「提出しょう」を「提出しよう」に改める。

第 15 条中「会期中は」を「会期中は、」に改める。

第 19 条第 1 項中「撤回しょう」を「撤回しよう」に、「承認」を「許可」に改め、同条第 2 項中「承認又は」を削り、同条第 3 項中「承認又は」を削り、「承認を」を「許可を」に改める。

第 24 条第 2 項中「終らない」を「終わらない」に改める。

第 29 条を次のように改める。

（投票）

第 29 条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

第 31 条第 3 項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第 37 条第 1 項中「聞き」を「聴き」に改める。

第 39 条第 1 項中「ついで」を「次いで」に改める。

第 44 条第 2 項中「会議」を「議会」に改める。

第 45 条第 2 項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第 51 条第 1 項中「、自己の氏名を告げ」を削る。

第 69 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、身体の障害その他の理由により起立が困難であると議長が認めたときは、挙手をもって起立に代えさせることができる。

第 69 条第 2 項中「起立者」の次に「(前項ただし書の規定により、挙手をもって起立に代えさせた者を含む。)」を加える。

「第 9 節 公聴会、参考人」を「第 9 節 公聴会及び参考人」に改める。

第 79 条第 1 項中「(以下「公述人」という。)は、」の次に「前条の規定により」を加える。

第 82 条の見出し中「陳情」を「陳述」に改める。

第 83 条第 2 項を次のように改める。

2 参考人については、第 80 条（公述人の発言）、第 81 条（議員及び公述人の質疑）及び第 82 条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

第 85 条中「、印刷して」を削る。

第 116 条第 1 項中「聞くことができる」を「聴くことができる」に改め、同条第 2 項中「申し出」を「申出」に改める。

第 125 条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「、職員をして朗読させる」を「、その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第 127 条中「ついては」を「ついては、」に改める。

第 131 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「起立」を「挙手」に改める。

第 139 条に次の 1 項を加える。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

第 142 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第 142 条第 2 項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第 142 条第 3 項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第 151 条を次のように改める。

（決定の通知）

第 151 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 153 条中「、外とう、襟巻、つえ、傘等」を「、コート、マフラー、傘の類」に、「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第 158 条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「、資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「、資料等」に改める。

第 162 条中「議決することはできない」を「議決することができない」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(代理弁明)

第 162 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提出日：令和 7 年 1 0 月 1 6 日

提出者：八幡市議会議員 福田佐世子

賛成者：八幡市議会議員 横須賀生也 鷹野雅生 清水章好 小北幸博
山本邦夫 叶 善之 中村正公

議決結果：令和 7 年 1 0 月 1 6 日 原案可決